注：OP および BP 4.00 は、2005 年 3 月 18 日に理事会承認を受けた「世銀支援業務における国別システムの活用の拡大：問題点と提案」（R2005-0018/2）における提案に基づいています。OP および BP 4.00 は、環境・社会セーフガード問題に取り組むために借入国システムを試験的に活用し、2005 年 3 月 21 日以降にパイロットプログラムの対象として理事会承認を受けた世銀支援プロジェクトに適用します。世銀支援プロジェクトにおける国別システムの活用に関する一般的なご質問は、業務政策・借入国サービスグループ投融資ユニットのアドバイザーにお問い合わせください。また、国別システムの試験的活用に関する環境・社会セーフガード面のご質問は、環境・社会的に持続可能な開発ネットワーク品質保証コンプライアンスユニットの上級アドバイザーにお問い合わせください。

世銀支援プロジェクトにおける環境・社会セーフガード問題への取り組みでの借入国システムの試験的活用

1. 世銀[1]の環境・社会（「セーフガード」）政策[2]は、世銀支援プロジェクトによる環境・社会的な負の影響を回避、緩和、もしくは最小限にすることを目的としたものです。世銀は、借入国に対し、開発資源が所期の成果を得るために透明性のある形で効率的に活用されることを確保しながら、上述の目的を果たすシステム[3]を採択し、実施するよう推奨しています。そうしたシステムの構築と効果的な適用を促し、それにより個々のプロジェクトの域を超えて借入人の能力構築に重点的に取り組むため、世銀では、世銀支援プロジェクトにおける借入国システムの試験的活用を進めています。国別システム活用の拡大に関係した実施面での問題について全体的な理解を深めることが、パイロットプログラムの重要な目的です。

---

[1] 「世銀」は IBRD および IDA を含み、「融資」は IDA 融資および IDA 贈与を含み、「借入人」は贈与受入者を含む。

[2] 世銀の環境・社会セーフガード政策および業務手続は、OP/BP 4.01「環境アセスメント」、OP/BP 4.04「自然生息地」、OP 4.09「害虫管理」、OP/BP 4.10「先住民族」、OP/BP 4.11「有形文化資源」、OP/BP 4.12「非自発的住民移転」、OP 4.36「森林」、および OP/BP 4.37「ダムの安全性」からなる。

[3] 本政策書では、「国別システム」とはその国の国家レベル、地方レベル、セクターレベルでの法的・制度的枠組み、及び実施機関、ならびに適用する法律、規制、規則、手続きを意味している。

2. **同等性と受容性。**借入国の環境・社会セーフガードシステムが表 A1 に定める目的の達成と適用される運営原則を遵守する場合、世銀は、世銀の環境・社会セーフガードシステムと同等性があるとみなします。同等性は政策ごとに判断されるため、世銀は、借入国システムについて、特定のパイロットプロジェクトにおける特定の環境・社会セーフガードの領域では世銀と同等性があるが、それ以外の領域では同等性がないという結論を下すこともあります。借入国システムの活用を決定するにあたっては、借入人の実施経験、実績、能力に関する受容性の評価も事前に行います[4]。

3. **ギャップ解消への取り組み**。借入人が表 A1 に掲げる目的および適用原則を満たすためにシステムのギャップを埋めなければならず、そうしたギャップを埋めることを約束する場合、世銀は、同等性についての判断を下す際に借入国システムの改善策も考慮に入れることがあります。同様に、借入人が受容性を達成するために実施方法および能力のギャップを埋めなければならず、そうしたギャップを埋めることを約束する場合、世銀は、受容性についての判断を下す際に借入人の実施方法および能力の強化策を考慮に入れることがあります。そうした方策は、借入人が関連するプロジェクト活動に着手する前に遂行されなければならなず、当該能力、インセンティブ、実施方法を強化するために世銀の支援を得て行う活動も含まれます。

4. **借入人の役割と義務**。借入人は、世銀の評価を踏まえ、同等性及び受容可能な実施経験・実績・能力を達成すると共に、継続させる責任を負います。借入国は、各プロジェクトについて、表 A1 の要件充足確保に必要な国別システムの条件を特定します。そうした条件は、国別システムの構造や事業の種類といった要因によってプロジェクトごとに異なることがあります。いかなる場合でも、国別システムのそうした特定の条件、ならびに借入人が同等性および受容可能な実施を達成・維持するために必要となる付加的な措置は、世銀に対する借入人の契約義務の一部となり、世銀の通常の契約救済措置（支払いの停止など）の対象となります。

5. **世銀の責任**。世銀は、借入国システムの同等性および受容性についての判断、ならびにそうしたシステムを活用したパイロットプロジェクトの審査および監理の責任を

---

[4] パイロットプロジェクトに適用する説明文として本 OP および BP が適用されるのは、世銀が同等性ありと判断した領域のみである。世銀の政策枠組みと同等性がないと世銀が判断した領域には世銀の環境・社会セーフガード政策を適用し、パイロットプログラムの一部でないすべてのプロジェクトについても世銀のセーフガード政策を引き続き適用する。パイロットプロジェクトは、その他すべての適用される政策および手順に従う。

負います。世銀は、借入人の実施経験・実績・能力の監理[5]など、潜在的な影響やリスクに応じて形で、自己の責任を果たします。世銀は、借入人（および必要に応じて第三者）と共に、借入国の主体性および表 A1 に示されている特定の運営原則の実施能力を強化するための取り決めの実現可能性を調査することができます。世銀は、本項に基づく自己の責任を制限することなく、借入人（および必要に応じて第三者）と共に、プロジェクトの実施監理のための別のモニタリング制度の構築に係る実現可能性についても調査することができます。

6. **借入国のシステムの変更と世銀の救済措置**。プロジェクト実施期間中に、適用される法律、規制、規則、または手続きに変更があった場合、世銀は、そうした変更の影響を評価し、そうした影響について借入人と議論します。そうした変更が国別システムのさらなる改善を反映したものであると世銀が判断し、なおかつ借入人から要請があった場合、世銀は、業務に適用する法的枠組みを見直してそうした改善を反映させ、必要に応じて法的合意書を修正することに合意できます。管理局が、そうした枠組みの変更を文書化し、説明し、正当性を示し、理事会に提出して承認を求めます（通常は異議がなければ承認）。世銀と合意された法的枠組みに反する変更が国別システムに加えられた場合は、世銀の契約上の救済措置が適用されます。

7. **情報公開**。透明性を高め、かつ説明責任を果たすため、世銀は、提案されているパイロット事業で国別システムを活用する意向であることを、プロジェクトサイクルの早期にプロジェクト情報文書（PID）を通じて公表します。この情報はプロジェクト形成の進行に伴い更新されます。その後、審査開始前に、世銀は借入国システムと世銀の要件の同等性についての分析及び借入人の実施経験・実績・能力の受容性に関する世銀の評価（適用される借入国システム、及び同等性と受容性を達成し持続させるための措置に関する記述を含む）を公表します。さらに世銀は、サブプロジェクトを伴うプロジェクトについて作成された手続きを含め、当該プロジェクトに関係する環境・社会セーフガード文書（表 A1 を参照）がプロジェクト審査の正式開始前の適時に、主要なステークホルダーにとって入手しやすい場所、理解しやすい形式および言語で開示されることを確保します。

---

[5] パイロットプロジェクトには OP/BP 13.05「プロジェクト監理」が適用される。

本政策は世銀スタッフの使用に供するために作成されたものであり、必ずしも、対象事項への対応全てを記載するものではありません。世銀スタッフは組織情報サービスセンター（IISC）、一般の方は情報センター（PIC）において追加コピーを入手することが可能です。